

從來主子軌道に於て支給せる忌引休暇は其の血族關係に於て欠勤止まざり得ると認定し
凡の不文約定をもつての二倍私達の支給額より少く於ける事無く此に異議論に應謝する事
ある然して一方私達のためと不幸に向接しての休暇は其の實際に於てありに僅少有る事無
い了實父母の死後直面しては再び連障或災厄の別水の恐しみで多く人一生の最大の不
幸を身に當る上に喪主と並んで葬祭等一般自分手によつて行はねばならぬ時
現在の日數にては到底手一得がこと共に之を以て會社が最大の日數なりとする時
其外には人情及同情の点よりて支給忌引日數にては人間愛の上に大なる矛盾と
云ふ事はさうを得ず不幸は二等親とも同様く實に最大最高の不運不幸と云ふ
大小に拘はらず私達の全財産を失ひたるに堪へる場合に於ては子供の
かけ水、衣食らへ人生に於ける悲惨生死別離別離修業等は勿一力世話を立脚
へ左の如き方法によつて改善せらるかと嘆願するもの不易ります。

- 一、一等親死亡一時 忌引日數 七日支給
- 二、二等親死亡一時 忌引日數 四日支給
- 三、三等親死亡一時 忌引日數 二日支給
- 四、宗子死亡一時 一等親ニ取扱つコト

四、命令公出手当改正一件

改 緯 理 由

至子軌道に於け特別な難船及會社の事件待車の一つである可々特殊の日に付兼
務の輸送は平常に比す二倍乃至三倍以上に亘るが故に又現業員と之を兼務員
として正副類に比す二倍三倍と云ふ兼務の兼降率と會社の收入に比例して相
當に身体の疲労上甚だ勞力ニシテ使用してゐる事不証明出来ぬ所である。
又斷了時輸送上の問題と尋段の防止大意心する私達の苦心は到底筆舌の上